

平成23年10月20日
日本貸金業協会

協会員に対する処分及び勧告について

日本貸金業協会（会長：飯島 巖、以下：本協会）は、10月12日付開催の自主規制会議において、別紙のとおり処分を行うことを決定しましたので、お知らせします。

処 分 決 定 日 : 平成23年10月12日

公 表 日 : 平成23年10月17日

処 分 効 力 発 生 日 : 平成23年10月19日

公表内容別紙のとおり

お問い合わせ先
日本貸金業協会
コンプライアンス部 規律審査室
TEL 03-5739-3034

協会員に対する処分及び勧告について

平成23年10月12日
日本貸金業協会

本協会は、本日、下記のとおり、本協会の定款及び自主規制基本規則違反等の事実が認められた1会員に対し、定款第21条第1項の規定に基づく処分及び同第22条の規定に基づく勧告を行うことと決定した。

1. 事実関係

本協会より、去る平成23年1月17日付で「書類監査の実施」を通知したが、提出期限までに「書類監査報告書」等の提出がなく、再度にわたり督促通知を発送したものの提出しない当該協会員については、当該協会員に対する書類監査を実施することが不可能となった。

上記協会員の行った行為は、本協会定款第14条第2項に規定する監査に応じなかったものと認められるとともに、内部管理態勢の不備は、本協会自主規制基本規則第11条の規定に違反すると認められる。

更に、上記行為を確認するために提出を要請した「定款の施行規則」第5条第11号に基づく「法令等違反に係る届出書」も未提出であることから当該規定に違反するものと認められる。

2. 処分及び勧告の内容

以上のことから監査対象協会員のうち1会員について、別表のとおり処分及び勧告を行った。

(1) 定款第21条第1項の規定に基づく処分

定款第14条に規定する監査を拒否した行為、自主規制基本規則第11条に基づく社内態勢の未整備及び定款施行規則第5条に基づく届出違反等

会員権の停止6カ月 1会員

(会員権停止期間開始日は平成23年10月19日とする)

(2) 定款第22条の規定に基づく勧告

上記(1)の処分対象協会員に対して法令、諸規則の遵守の徹底及び実効ある内部管理態勢の確立に取り組むよう勧告する。

3. 処分に際し留意した事項

- (1) 書類監査報告書が未提出及びその後の改善が認められない場合は、特別監査の対象とする。
- (2) 内部管理態勢の整備等が確認された時点で「会員権の停止」を解除する。

お問い合わせ先
日本貸金業協会
コンプライアンス部 規律審査室
TEL 03-5739-3034

平成22年度書類監査結果による協会員処分

処分決定日:平成23年10月12日

No.	協会員番号	商号又は名称 登録番号 代表者氏名 資本金	協会処分内容	処分理由となる 規定違反の条項等
1	第 005544 号	株式会社親愛コミュニティー (商業登記簿上の現在の商号:株式会社親愛) 東京都知事 (1) 31244 永井 信一郎 資本金:10(百万円)	会員権停止6カ月 と勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】

会員権の停止又は制限について

平成20年9月24日

日本貸金業協会

1. 会員権の停止又は制限の措置を講じた場合は、会員名簿に掲載しつつ、会員権停止中の表示をする。
2. 会員権停止の措置を講じた場合の効果は、原則として次のとおりである。
 - (1) 権利義務に関する基本的な考え方
 - ① 役員及び代議員の選挙権、被選挙権が停止され、また、当該会員の役員（総会代議員たる地位も含む）である協会役員の職務も停止される等、共益権が停止される。ただし、総会代議員たる地位については、これに代わる代議員が選任されることを条件とする。
 - ② 会員における法令並びに協会定款及び自主規制規則等の遵守の確保のために必要又は有益なサービスを除き、協会が提供するサービスを受けられなくなる等、自益権の一部が停止される。
 - ③ 停止期間中も、定款、自主規制規則その他の協会業務規程を遵守する義務を負う。
 - ④ 会費納付義務その他の協会員としての義務は停止されない。
 - (2) 具体的な運用と留意点
 - ① 停止期間中は、広告又は勧誘のための書面等で「日本貸金業協会マーク」及び「協会員番号」（以下「協会員番号等」という。）の表示を行ってはならない。但し、以下の点に留意すること。
 - 停止期間開始後に掲載される新聞広告、雑誌広告及び配布されるチラシ、ポスター並びに其他媒体による広告（交通広告・看板等）勧誘文書においては協会員番号等を表示することは禁止される。ただし、停止期間前に既に掲載され又は配布、掲示された協会員番号等の入った広告物その他の媒体を回収する義務はない。
 - 停止期間開始後に放送されまたは送信されるテレビ、ラジオ、有線放送、文字放送その他の放送広告、送信される自らが出稿したウェブサイト上の広告（自社の開設したウェブサイトであるか否かを問わない）及びメールによる広告または勧誘においては協会員番号等を表示してはならない。ただし、いわゆるアフィリエイトサイトの場合その他協会員自身が出稿していない広告等についてはこの限りでない。
 - ② 停止期間中、協会は当該協会員の広告に対して「日本貸金業協会審査承認番

号」を付与しない。ただし、協会員はその広告について協会の審査を受ける義務は免れない。

- ③ 借入申込書等業務用書式については、協会の処分において別段の決定がなされない限り、協会員番号等を継続して表示することができる。また、借りすぎ注意等の啓発文言の表示義務は免れない。
- ④ 停止期間中、会員証明書は原則として発行しない。協会が特に必要と認め会員証明書を発行する場合には、協会員資格の停止期間を明示した会員証明書を発行する。
- ⑤ 登録申請書、変更届出書及び廃業等の届出書等の提出について、法第 41 条の 8 の規定に基づき、協会員について、協会がその受理について財務局に協力することとされている場合には、停止期間中であっても協会経由で行うことができる。
- ⑥ 研修テキスト、申請書書式等は「非会員価格」扱いとする。